

見直してみましょう！

～熱中症対策の強化について～



職場における熱中症の死亡事故が多発しています

熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害に比べ約5～6倍高くなっています。

主に建設業や製造業が多く、この2業種で死傷者数は全体の約4割、死亡者数は約5割から6割程度を占めています。屋外作業は気候変動の影響により、更に死者数が増加する懸念があります。

死亡災害に至る原因のほとんどが「初期症状の放置・

対応の遅れ」です！症状がある場合や疑わしい場合は無理をせずすぐに処置を行ないましょう。

早急に求められる対策

現場において、死亡に至らせないための適切な対策の実施を行ってください。

令和7年6月1日から「改正労働安全衛生規則」が施行されます。

改正規則の基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい...



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



改正労働安全衛生規則に基づき、以下3つの熱中症重篤化防止の対策に取り組みましょう。

- ① 熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ② 熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③ ①、②の体制や手順の関係作業員への周知

※詳しい対策や処置についてはこちらをご覧ください。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



実習は計画通りに行いましょう！

* 外国人技能実習適正実施マニュアルのご案内 *

技能実習は認定を受けた計画のとおり実施する必要があります。「外国人技能実習適正実施マニュアル」の改正や「安全衛生対策マニュアル」が9か国語版に翻訳されたおりますのでご活用ください。

こちらをチェック 

■ 監理団体からのお知らせ ■

6月はお忙しい中、定期監査にご協力いただきましてありがとうございました。

監査結果報告にてご依頼した内容につきましては、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

さて、6月は「外国人雇用啓発月間」でした。今年の標語は「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。弊組合でも関係機関と連携を図りつつ、外国人雇用の基本ルールの遵守について、今一度気を引き締めてまいります。

Vol.55発行 矢代